

## 神崎郡病児病後児保育施設の利用までの流れ(R6.4.1～)

### 前日までの予約の場合

- ① 登録
  - ② 仮予約
  - ③ 受診
  - ④ 本予約
  - ⑤ 利用
- 事前に、「利用登録届」を神崎郡各町の担当課、または神崎郡病児病後保育施設(以下:施設)に提出してください。
- 利用しようとする日の前日(前日が休所日の場合はその直前の開所日)までに、施設に電話で病状や予約状況等、利用が可能であるかを確認し、仮予約をしてください。 Tel:080-8060-1991
- かかりつけ医等を受診し、「利用連絡票」に記入してもらい、前日の午後4時30分までに、施設に提出してください。FAX可。  
(FAX:0790-32-1962)
- 前日の午後5時までに利用の可否を判断し、保護者へ連絡を入れます。
- 利用当日は、「利用申請書」と「利用連絡票」を持って施設にお越しください。症状を診て利用の最終判断をします。受付は午前8時15分から始まります。

### 当日予約の場合

- ① 登録
  - ② 仮予約
  - ③ 受診
  - ④ 本予約
  - ⑤ 利用
- 事前に、「利用登録届」を神崎郡各町の担当課、または施設に提出してください。
- 当日の午前8時30分以降、施設に電話で病状や予約状況等、利用が可能であるかを確認し、仮予約をしてください。 Tel:080-8060-1991
- 公立神崎総合病院の小児科の外来診療を受け、「利用連絡票」に記入してもらってください。
- 公立神崎総合病院の小児科から、利用の可否の連絡を施設に入れます。
- 病院の会計を済ませ、「利用申請書」と「利用連絡票」を持って、施設にお越しください。

※ 利用に必要な書類は、神崎郡各町の教育課、神崎郡病児病後児保育施設にあるほか、各町ホームページからダウンロードできます。

### 前日の午後4時30分までに「利用連絡票」の提出ができなかった場合

- ④ 連絡
  - ⑤ 本予約
  - ⑥ 利用
- 午後4時30分以降に「利用連絡票」を施設にFAXし、併せて、携帯電話の留守電にFAXしたことを録音してください。  
(Tel:080-8060-1991 FAX:0790-32-1962)  
※必ず午後4時30分までに②仮予約で空き状況を確認してください。
- 当日の午前8時30分に、利用の可否を保護者へ連絡を入れます。
- 「利用申請書」と「利用連絡票」を持って、施設にお越しください。